

環衛第1333号
令和2年5月15日

事業系専用水道・特設水道の設置者 様

大阪府健康医療部生活衛生室長

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる水道施設の適正な衛生管理について（通知）

日頃は本府水道行政の推進にご協力をいただき、お礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関連し、事業所、商業施設及び学校園等では、水道の使用量の減少や、長期間使用を中止していることがあります。

つきましては、下記の点に留意し、水道施設の適正な衛生管理をお願いします。

記

- ・色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する毎日検査を徹底し、異常がないことを確認してから使用すること。
- ・長期間使用を中止していた施設については、必要に応じ水質検査を行う等、水の安全を確認してから使用を再開すること。

【問合せ先】

大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課

水道グループ 尾沼・谷口

TEL：06-6944-9181

FAX：06-6944-6707

E-mail：kankyoeisei-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp